

呉自社商品開発推進研究会の知的財産に係る規約

(趣旨)

第1条 本規約は、呉自社商品開発推進研究会（以下「研究会」という。）の会員（以下「会員」という）が研究会活動において積極的な情報開示又は情報交換を行えるようにするために、あらかじめ知的財産（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第1項に規定する知的財産をいう。以下同じ。）及び企業秘密に関し、会員が遵守すべき事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 対象となる知的財産は、次に掲げるものをいう。

- (1) 出願前の発明、実用新案及び意匠
- (2) 公開前の特許出願、実用新案登録出願及び意匠登録出願
- (3) 秘密として管理されている生産方法、販売方法その他事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって公然と知られていないもの（以下「企業秘密」という。）
- (4) 公表前の著作物

(秘密保持)

第3条 会員は、研究会の活動において知り得た知的財産を尊重し、第三者に公表しない。

ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

- (1) あらかじめ会員の発表者が承諾しているもの
- (2) 開示を受けた際、既に自ら所有し、又は発表者以外から入手していたもの
- (3) 開示を受けた際、既に公知公用であったもの
- (4) 開示を受けた後、それぞれの責めによらないで公知公用となったもの

(知的財産の利用)

第4条 会員は、知的財産に係わる技術・創作を試験研究しようとする際には、あらかじめ発表者の承諾を得るものとする。

2 会員は、企業秘密を利用しようとする際には、あらかじめ発表者の承諾を得るものとする。

(知的財産の発生)

第5条 研究会において会員の情報開示又は情報交換に基づいて新たに知的財産が発生した場合は、その知的財産の取り扱いは原則として次のとおりとする。

- (1) 知的財産が会員の発表者の業務範囲に属するときは、その者が帰属を決定する。
 - (2) 知的財産の帰属が不明なときは、役員会で協議の上、決定する。
- 2 前項の知的財産について、更に試験研究を必要とする場合には、会員が別に共同研究契約を結ぶことができる。
- 3 会員は、第1項の規定により、知的財産権の申請に係る権利を有する。
- 4 第1項の知的財産が共有に係るときは、会員のいずれかが知的財産の成果を外部に発表しようとする際に、その内容、時期、方法等についてあらかじめ他の会員と協議する。

(共有知的財産権)

第6条 前条第4項に規定する知的財産権が共有に係る場合には、会員は契約で別段の定めをした場合を除いて、相互に実施協力する。

2 前条第4項に規定する知的財産権が共有に係る場合であって会員のいずれも知的財産権に係わる実施継続をしないときには、要請により他の会員に知的財産権を帰属させることができる。

(期間)

第7条 第3条の秘密保持の期間は、情報開示又は情報交換の日から3年間とする。

付 則

この規約は、平成16年4月27日から施行する。